

田原会計 NEWS

2020 年 11 月 24 日(火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

令和2年分から適用開始 所得金額調整控除に注意

令和2年分から適用される所得税の改正項目は多岐にわたり、基礎控除・寡婦控除・給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除の改正や、ひとり親控除・所得金額調整控除の創設などがあります。このうち所得金額調整控除は、新たに創設された制度で適用が想定されるケース也多そうです。今年の年末調整で戸惑わないよう注意しましょう。

所得金額調整控除

所得金額調整控除には、以下の二種類の控除があります。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

【適用対象者】 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、かつ、①本人が特別障害者に該当する者、②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、又は③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する者

【所得金額調整控除額】 {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

【適用対象者】 給与等の金額と公的年金

等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その控除後の合計額が10万円を超える者

【所得金額調整控除額】 {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

注意点

年末調整で適用できるのは(1)の制度ですが、この制度については以下の注意が必要です。

①「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出とは別に「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。

②共働きの場合、扶養親族が一人であっても要件を満たせば、夫婦の双方で適用することも可能となります。

共働き世帯で扶養控除の適用を受ける場合は、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされますが、この制度ではそのような取り扱いはありません。



適用漏れがないように注意しましょう！